

一宮市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等の撤去を行う所有者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年一宮市規則第 18 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道（公道に限る）をいう。

(2) ブロック塀等

コンクリートブロック、レンガ、石材等の組積造の塀（門柱を含む。）で接面する道路からの高さが 1 メートル以上のものをいう。

(3) 申請者

この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、ブロック塀等の撤去を実施しようとする者をいう。

(4) 撤去

道路地盤面までの撤去をいう。ただし、建築基準法第 42 条第 2 項に規定されている道路に面するブロック塀等以外のものについては、鉄筋コンクリート造の基礎を残すことができる。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号すべてを満たす者とする。

(1) 次項に規定する補助対象ブロック塀等を撤去する者（ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる者を除く。）

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

2 補助金の交付を受けることができるブロック塀等は、次の各号すべてを満たすものとする。

(1) 市内にあるブロック塀等であること。

- (2) ブロック塀等が道路に面するものであること。
- (3) ブロック塀等の撤去に係る他の制度による補助等の交付を受けたものでないこと。
- (4) 同一の利用に供されている土地（以下「同一敷地」という。）において、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないものであること。
- (5) ブロック塀等が、道路改良その他公共事業の補償対象となっていないものであること。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものであること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助対象経費は、ブロック塀等の撤去及び処分に要する工事費等（以下「工事費等」という。）とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額と撤去するブロック塀等の延長に 1m あたり 1 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 1/2 以内の額、かつ、10 万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てる。

（補助金交付の事前相談、申請及び決定）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ事前相談をしなければならない。

2 申請者は、ブロック塀等撤去に関する請負契約の締結前かつブロック塀等の撤去に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 案内図（都市計画図等）
- (2) 撤去工事の内容を表した図書（配置図、立面図等）ただし、同項第 4 号の写真への書き込みにより塀の長さ・高さ等が確認できる場合はこれを省略することができる。
- (3) 撤去工事費の見積書の写し
- (4) 撤去するブロック塀等の写真（全景、前面道路、危険箇所等）
- (5) 代理人によって申請を行う場合は、当該代理人に委任することを証する書類（以下「委任状」という）
- (6) ブロック塀等のチェックリスト
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定による市長への提出は当該年度の 12 月 15 日までにを行うものとする。

4 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の審査の際、必要と認めるときは、現地調査をすることができる。

6 市長は、第 2 項に規定する交付決定を通知する場合において、必要と認めるときは条件

を付することができる。

(交付申請の内容の変更等)

第 6 条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第 4 号)に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額の変更

- ア 第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類
- イ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者の変更

- ア 補助金の交付決定を受けた申請者との関係がわかる書類
- イ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 7 条 申請者は、事情により交付申請を取り下げるときは、速やかにブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第 6 号)を、市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

第 8 条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去完了実績報告書(様式第 7 号。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、工事が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書又は領収書の写し(工事業者の発行したものに限り)
- (2) ブロック塀等の撤去が完了したことがわかる写真
- (3) 工事請負契約がわかる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第 1 項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金確定通知書(様式第 8 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第 9 条 申請者は、前条第 2 項による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第 9 号)

により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 10 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 8 条第 1 項に定める期日までに完了報告書が提出されなかったとき。
- (4) 第 3 条第 1 項第 2 号に該当しないこととなったとき又は第 6 条第 1 項の申請をしたときに第 3 条第 1 項第 2 号に該当していなかったことが判明したとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、ブロック塀等撤去費補助金確定通知書(様式第 10 号)により申請者に通知するものとする。

(書類の保管等)

第 11 条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(申請者の責務)

第 12 条 補助金の交付を受けてブロック塀等を撤去した申請者は撤去後において、その跡地を含む同一敷地内における道路に面する場所を安全かつ良好な状態に保つよう努めなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

付 則（令和 4 年 3 月 16 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 26 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。